

◆ 中間論点整理において示された「今後の検討の方向性」においては、

- ① 既存のデータや新たなデータの利活用、統計の整備等に向けた検討
 - ② 推計の精緻化に向けた検討
- を行うこととされている。

中間論点整理「今後の検討の方向性」

（1）既存のデータや新たなデータの利活用、統計の整備等に向けた検討

【基本的な考え方】

- ・孤立死に関するデータや調査、統計は、社会の重要なインフラの一つ
- ・ただし、新たな調査等を行うことは、その調査事項や方法、報告者負担等について慎重な検討が求められるとともに、相当なコストと期間を要する

→ 可能な限り、既存のデータや統計の利活用を検討していくことが適当
（既存のデータ等を利活用することで、過去に遡って経年変化を見ることが可能）

【より精緻なデータを得るための方策】

例えば、本WGで行った有識者からのヒアリングにおいて、東京都における死因究明体制として、特別区部で用いられている調査票が多摩地域にも導入されたことの示唆があったことや、死亡診断書等のデータ化の必要性に関する意見があったことを踏まえ、新たなデータの拡充や調査票データの電子化など調査票利用の円滑化に向けた取組、統計の整備の在り方も含めた中長期的な課題についても検討を深めていく必要がある。

併せて、自殺統計など孤立死に関連する各種統計・指標についても、孤立死に関する実態把握の観点から、集約・分析を継続的に行っていく必要がある。

（2）推計の精緻化に向けた検討

孤立死の実態把握に関する先行事例であるニッセイ基礎研究所「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」が参考になるが、東京都特別区部の孤立死発生確率を基に全国の数値を推計していることから、推計値が過大評価となっている可能性があることなど、いくつかの課題を挙げており、より精緻な推計に向けて、今後さらに検討を進める必要がある。例えば、用いるデータを工夫することで、精度を高めることなどが考えられる。

さらに、同報告書において65歳以上に限定されていた対象年齢を拡大し、最新のデータを用いることで、より実態に近い推計が可能となるものと考えられる。

①既存データや新たなデータの利活用に向けた検討

◆今夏（令和6年8月）警察庁から公表された資料は、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」の実数を初めて全国的に把握したものである。

操作的定義	中間論点整理の「基本的な考え方」	警察庁公表資料（8月）	（参考）ニッセイ基礎研究所の推計
死亡場所	屋外などは含めず、自宅を基本とする。	自宅	場所に制約はない
世帯類型	複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。	一人暮らし	複数世帯を含む
自殺の扱い	自殺は除外しない。	自殺を含む	死因の限定はない
生前の状況看取りの有無	統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。	—	死後経過日数を代替変数として活用
年齢基準	幅広い年齢層を対象とする。	全年齢対象（5歳階級別）	65歳以上
死後経過時間	生前の状況を推認するという観点からも重要。何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。	経過日数別に集計	経過日数別に集計
（対象）	全て	警察取扱死体のみ	全て

②推計の精緻化に向けた検討

◆ 仮に、警察庁公表資料を推計の基礎にするとした場合、孤独死の実態把握における推計を精緻化するためには、中間論点整理における操作的定義等の議論に照らして、今後、例えば、下記のような事項を検討していくことが必要ではないか。

操作的定義	中間論点整理「基本的な考え方」	警察庁公表資料	今後、検討が必要となる主な事項
(調査対象)	全ての死体	警察取扱死体のみ	警察庁公表資料は、 <u>その性質上、対象が警察が取り扱った案件（異状死）に限られる。</u> →例えば、かかりつけ医が死亡診断書を作成する案件などは含まれない点をどう考えるか。
死亡場所	屋外などは含めず、自宅を基本とする。	自宅	—
世帯類型	複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。	一人暮らし	警察庁公表資料が把握するのは「 <u>一人暮らし</u> 」の者のみ。 →例えば、高齢夫婦が揃って亡くなっていた事例をどのように取り扱うか。 →複数世帯の事例数の多寡等が把握可能か否かも踏まえ、検討することが必要。
自殺の扱い	自殺は除外しない。	自殺を含む	—
生前の状況 看取りの有無	統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。	特になし	警察庁公表資料には、 <u>事件性のある事例が含まれている。</u> →何らか別の統計データ等を用いて事件性のある事例を除外することが可能か。
年齢基準	幅広い年齢層を対象とする。	全年齢対象 (5歳階級別)	—
死後経過時間	生前の状況を推認するという観点からも重要。何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。	経過日数別に集計	警察庁公表資料は <u>経過日数別</u> の集計となっている。 →死後経過時間の扱いについては、「何らかの基準を設けることの是非」も含め、幅広く検討することが必要。 (なお、生前の孤立状況の推認のため、ニッセイ基礎研究所の推計では、死後経過日数を代替変数として活用。)

(参考) ニッセイ基礎研データをベースにする考え方

- ✓ 孤立死の実態把握に関する先行事例である、ニッセイ基礎研究所「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」においては、推計を行うに当たり、以下のような課題を挙げている。

(抜粋)「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」

第1に、入手可能なデータの制約上、本推計では世帯構成による相違を考慮することができなかった。しかし、単身世帯と複数世帯では、孤立死の発生確率は大きく異なる。推計の手順や推計に用いる基礎数値については、更に精査することでより精度の高い推計につなげる必要がある。

第2に、本文中にも記載したように、本推計で採用した東京都23区での孤立死発生確率が全国自治体でも等しいという前提には明確な根拠がない点である。最大の人口集積地である東京都23区内に比べ、人口の少ない町村部を始めとした地域では、行政が個々の住民の状況を把握できる環境にあたり、都市部に比べ、地域コミュニティが十分に機能している等により、実際には孤立死の発生確率が低いとすれば、本推計は過大評価していることになる。先行研究によれば、男性の孤独死率と完全失業率、生活保護率、平均所得との間には統計的に有意な相関が確認されており（金涌ら 2010）、各地域の失業率等の他の属性を考慮することによって、孤立死数の推計の精度は高まると考えられる。

第3に、本分析で使用した東京都監察医務院の検案・解剖データによって把握される異状死の一部が、東京都23区内の孤立死の全てを網羅しているかとは必ずしもいえない点である。「異状死」とは死亡原因が自殺・事故死、死因不明とされたものを指し、死亡者のうち、亡くなった時点で最初から病死と分かっている場合（自然死）を除いたものであり、病院で死亡した人は含まれない。しかし、病院にかかって死亡した人のなかにも生前に孤立状態にあって、いわゆる「孤立死」に該当する人は一定規模存在することは十分に予想される。この点で、現在のところ、高齢者の「孤立死」について網羅的に把握するデータは存在しないため、今後、各種データを統合するなかでより精度の高い発生確率と全国推計を試みる必要がある。

※下線は内閣府孤独・孤立対策推進室で追記